

⚠️ ご注意いただきたいこと

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- ・万一事故が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

**あんしん24
受付センター**

事故の場合は
事故が発生した場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または右記までご連絡ください。
0120-985024 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)
365日・24時間受付
※おかけ間違いにご注意ください。

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- このパンフレットは「土木工事保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約集をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください（保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます）。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。
- 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理（ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます）などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101 (大代表)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(130701) (2013年6月承認) GA13C011070

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP

道路工事などの土木工事の補償に備えたい方に。 **事業用**

土木工事保険

平成25年10月以降保険始期用

土木工事保険



土木工事保険で、安心工事をバックアップ！

1 ご契約の対象

対象となる工事 土木工事を主体とする工事がこの保険の対象となります。

例えば、道路工事、鉄道工事、港湾工事、海岸工事、河川工事、ダム工事、上下水道工事、橋梁下部工事、トンネル工事、地下構造物工事など

●土木工事以外の工事物件については、以下の保険をご利用いただきますようおすすめします。

- ・鉄筋コンクリートビルなどの建築工事……………「**建設工事保険**」
- ・機械設備、プラントおよび各種構造物の組立工事……………「**組立保険**」

保険の対象となる物 この保険の対象となる物は、工事現場における次に掲げるものをいいます。




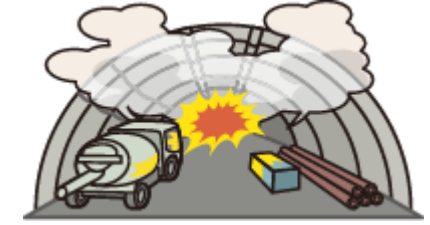


- ①工事の対象物
- ②上記①に付随する仮工事の対象物
- ③工所用材料および工所用仮設材
- ④現場事務所、宿舍、倉庫その他の工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品（家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具をいい、測量用具、機械・器具・工具類、従業員の私物等は保険の対象とはなりません）

次のものは保険の対象に含まれません。

- ・据付機械設備等の工所用仮設備および工所用機械器具ならびにこれらの部品
- ・航空機、船舶もしくは水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物

2 お支払いの対象となる事故（主なもの）

工事現場において、次のような不測かつ突発的な事故によって保険の対象について発生した損害に対して、保険金をお支払いします。

<p>★土砂崩壊・崖崩れ・地滑りによる損害</p> 	<p>★台風・暴風雨・集中豪雨・洪水・高潮・氾濫などの風水災による損害</p> 
<p>★作業ミスによる損害</p> 	<p>★火災・爆発・破裂・落雷による損害</p> 
<p>★車両・船舶などの衝突や航空機の墜落による損害</p> 	<p>★盗難による損害（ただし、損害発生後30日以内に明らかになったものに限り）</p> 

工事中のさまざまな事故に備えられます。



3 保険金をお支払いできない主な場合

この保険で保険金をお支払いできない主な場合については、「重要事項のご説明」の「II 注意喚起情報のご説明 8. 保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

4 保険金額と保険期間の設定方法

保険金額（ご契約金額）

保険金額は、保険の対象となる工事の請負契約金額（支給材料または貸与品がある場合や出精値引をしている場合はその金額を加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引いたもの。以下「請負金額」といいます）をもって保険金額とします。請負金額には消費税を含みます。請負金額より低い金額でご契約されますと、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。

保険期間

保険期間は、原則として次のとおりです。

- 始期……工事着手の時**
 - ・工所用材料および工所用仮設材については、保険期間が始まった後でも、工事現場において輸送用具からその荷卸しが完了した時から保険責任が開始します。
- 終期……工事の対象物の引渡しの時（引渡しを要しない場合は、その工事が完了した時）**
 - ・工事が遅延する場合には、保険期間延長の手続きが必要です。

5 お支払いする保険金

お支払いする保険金の額は次のとおりです。

お支払いする保険金の額※1 = 損害の額（復旧費※2 - 残存物価額） - 保険証券記載の免責金額※3

- ※1 支払限度額として、「1回の事故ごとの支払限度額」および「保険期間中の総支払限度額」を定めます。保険金の支払額は、支払限度額を限度とします。
- ※2 損害の額（復旧費）とは
 - 保険の対象の再築・再取得・修理の費用および修理に直接必要な排土・排水費用（湧水の排水費用を除きます）をいいます。
 - 損害の額には、損害が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の費用（損害防止費用）は含みません。
 - 復旧費は請負金額の内訳書を基礎として算出します（ただし、工事内訳書に損料または償却費を計上した工所用仮設材・工所用仮設建物およびこれらに収容されている什器・備品についてはこれらの物の損害が生じた地および時における価額によって定めます）。
 - 次の費用は、復旧費に含みません。
 - (1) 工事内容の変更または改良による増加費用
 - (2) 保険の対象の損傷復旧方法の研究費用もしくは調査費用または復旧作業の休止期間もしくは手待ち期間の手待ち費用
- ※3 1事故ごとの免責金額（自己負担額）で、以下が一般的な設定例となります。
 - 火災、破裂、爆発……なし
 - 盗 難…… 1事故につき10万円以上
 - そ の 他…… 1事故につき原則として100万円以上
工事内容・保険条件などに応じその都度設定します。

【保険金額が請負金額より低い場合】

ご契約の保険金額が請負金額より低い場合は、下記の式にて算出した額をお支払いします。

$$\text{上記「お支払いする保険金の額」} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{請負金額}}$$

見 積 に は

発注者	
工事名称	
工事住所	
工期	
工事内容	
工事請負金額	
御社名称・住所・連絡先等 (ゴム印でどうぞ)	
ご担当者様	お名前
	メールアドレス
	F A X
その他ご提出いただける資料（入札に関する資料、保険の条件など）があれば必ず同時にF A X下さい	

の情報をF A X下さい。お見積もりはメール（PDF ファイル）もしくはF A Xにて返送致します。

返信F A X 079-456-0882